

## 家庭内暴力（ドメスティック・バイオレンス）の防止及び被害者の保護に関する法律の早期制定を求める意見書

被害者である女性たちが、長い間の沈黙を破り、家庭内（密室）における妻や恋人への暴力の実態が明らかになってきた。

1999年に総理府が初めて行った全国調査によると、4.6%（20人に1人）の女性が夫やパートナーから「命の危険を感じるくらいの暴行をうけた」という結果が出ている。また「医師の治療が必要とまらない程度の暴行をうけたことがある」と回答した女性は14.1%（7人に1人）にもものぼる。この調査によって、家庭内の暴力が日常的に蔓延し、深刻な状況にあることが明らかになった。現実には、家庭内の暴力による被害件数は増加し、命を奪われる女性もいる。今や一刻も猶予のならない事態に直面している。

こうした事態を重要視して、男女共同参画審議会は、2000年7月に『女性に対する暴力に関する基本的方策について』と題した答申をまとめ首相に提出した。答申は、夫やパートナーからの暴力や性犯罪などの女性への暴力を「女性差別の意識に根差した構造的課題」と位置づけ、新たな法制度や保護・相談体制の整備を検討するよう求めている。

また、参議院の「共生社会に関する調査会」に設けられた「女性に対する暴力に関するプロジェクトチーム」においても、「女性に対する配偶者等による暴力防止法」（仮称）の立法化に向け超党派で議論が重ねられている。

世界的にも、1993年国連「女性に対する暴力撤廃宣言」、1995年・2000年の国連世界女性会議で、家庭内暴力は個人の問題ではなく、社会が向き合い対処していく問題であるという提起がなされ、各国で法制度が整えられつつある。

よって、本市議会は、政府に対し、男女が共に安心して暮らせる社会のために、加害者に対する刑事罰、公的機関による被害者女性の保護、24時間体制の専門相談窓口の設置などを盛り込み、「女性への暴力防止」に総合的に対応する法整備を早急に求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成12年12月21日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男